

板橋区高齢者理美容師派遣事業実施要綱

(平成 12 年 8 月 31 日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ねたきり高齢者の保健衛生を維持し、介護上の便宜を図るため、自宅等において調髪等を受けることができるよう、板橋区が理美容師派遣事業（以下「本事業」という。）を実施することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 本事業を利用できる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。ただし、区長が特に必要があると認める者については、この限りでない。

- (1) 板橋区内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に定める要介護状態区分が、要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者
- (3) 心身上の理由その他により理（美）容室に出向けない者
- (4) 住所又は板橋区内の介護者宅（以下「自宅等」という。）において介護を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、感染性疾患のある者その他区長が不相当と認めた者は対象者としなないことができる。

(事業実施体制)

第3条 区長は、本事業を円滑に実施するため、東京都理容生活衛生同業組合、東京都美容生活衛生同業組合及び必要に応じてその他の協力者（以下「協力者等」という。）との間で、年度ごとに本事業協力に係る協定（以下「協定」という。）を締結する。

2 区長は、協力者等の選定に当たっては、理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）に規定する理容師又は美容師の免許等の適切な資格を有している者を区内全域に派遣できることを条件としなければならない。

3 前2項のほか、本事業実施に係る板橋区と協力者等との協力関係及び責任等必要事項については、協定により定めるものとする。

(利用申請)

第4条 本事業を利用しようとする場合は、対象者又はその介護を行っている者（以下「申請者」という。）は、高齢者理美容師派遣事業利用申請書（別記第1号様式）により、区長に申請するものとする。

(利用承認)

第5条 区長は、前条による利用申請書を受理したときは、調査のうえ本事業利用の可否を決定し、高齢者理美容師派遣事業決定通知書（別記第2号様式）又は高齢者理美容師派遣事業却下通知書（別記第3号様式）により、当該対象者に対して通知するものとする。

(業務内容)

第6条 前条の規定に基づき本事業の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、原則として調髪、顔そり、その他必要に応じて協定に定めた業務（以下「サービス」という。）を自宅等において受けることとする。

2 利用者は、おおむね2月に一度を目安に年6回を限度として、サービスを受けることができる。

(理美容券)

第7条 区長は、利用者に対して理美容券を、その有効期間の残存月数を勘案して交付しなければならない。

2 利用者は、有効期限が過ぎた理美容券を、速やかに区長に返却するものとする。

(利用方法等)

第8条 利用者は、サービスを受けようとするときは、事前に協力者等に連絡して実施日時の確認を受けるものとする。

2 利用者は、サービスを受ける際には、タオル、洗面器及び湯水その他協力者等から指示のあった準備を行い、サービスの介助及び発作等の緊急対応のため、介助者を立ち合わせるものとする。

(サービス代金等)

第9条 利用者は、協力者等からサービスの提供を受けた場合は、理美容券及び利用者負担金によりサービス代金を支払うものとする。

2 サービス内容については、協定により定めるものとする。

3 利用者負担金の額は、次の各号に掲げる世帯状況の区分に応じ、当該各号に定める額とし、区長はこれを理美容券等に明示して利用者に周知しなければならない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。)による支援給付受給世帯に属する場合又は区長が特に必要があると認めた場合 免除

(2) 同一世帯全員の所得が住民税非課税の場合 1回 500円

(3) 同一世帯員のいずれかに住民税課税所得者がいる場合 1回 1,500円

(異動の届出)

第10条 申請者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者理美容師派遣事業異動(変更・消滅)届(別記第4号様式)により、速やかにその旨を区長に届け出るものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 板橋区外に転出したとき。

(3) 施設入所又は長期入院などにより自宅等で本事業を利用することができなくなったとき。

(4) 本事業の利用を辞退するとき。

(5) その他申請書に記入した事項に変更があったとき。

(承認の取消し)

第11条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格が喪失したものとして、高齢者理美容師派遣事業資格喪失通知書(別記第5号様式)により通知し、利用承認を取り消すことができる。

(1) 利用者が対象者でなくなったことが明らかになったとき。ただし、第2条に規定する要

介護状態区分については、該当しなくなったことが明らかになった日の属する年度においては対象者とみなす。

(2) 偽りその他不正な手段により理美容券を取得又は使用したとき。

(3) その他区長が本事業利用の必要がないと認めたとき。

2 区長は、利用承認を取り消した場合は、未使用の理美容券を速やかに返還させるものとする。

3 区長は、第1項第2号の場合において、偽りその他不正な手段により理美容券を使用した者からサービス代金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業実施のために必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

2 前項の施行の日の前日において、昭和53年7月31日区長決定された「板橋区理容師派遣事業実施要綱」に基づく利用者である者については、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、利用者としてみなす。

3 この要綱の施行をもって、前項に掲げた要綱を廃止する。

付 則（平成20年11月20日 区長決定）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の板橋区高齢者理容師派遣事業実施要綱付則第2項の規定は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（平成20年3月28日 区長決定）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日 区長決定）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日 区長決定）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年12月28日 区長決定）

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者理美容師派遣事業実施要綱に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則（令和7年3月31日 区長決定）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。